

ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成一二年五月二四日法律第八一号)(参)

一、提案理由(平成一二年五月一七日・参議院本会議)

和田洋子君 　ただいま議題となりましたストーカー行為等の規制等に関する法律案につきまして、地方行政・警察委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、昨十六日、地方行政・警察委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

最近我が国において、悪質なつきまとい行為や無言電話等の嫌がらせ行為を執拗に繰り返す、いわゆるストーカー行為が社会問題化しており、これがエスカレートし、殺人などの凶悪事件に発展する事案が全国的に見受けられるところであります。

このような現状を踏まえ、ストーカー行為に適切に対処すべく、ストーカー行為等に対して必要な規制を行うなどにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資するため、本法律案を提出した次第であります。

本法律案は、つきまとい等及びストーカー行為を規制対象とし、つきまとい等に対する規制について規定するとともに、ストーカー行為をした者等に対し罰則を科することとしているほか、被害者等に対する警察本部長及び警察署長の援助等を定めております。

なお、ストーカー行為等の規制、相手方への援助等の制度は、施行後五年を目途に、施行状況を勘案し検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(平成一二年五月一八日)

斎藤斗志二君 　ただいま議題となりました両案につきまして、御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、ストーカー行為等の規制等に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ストーカー行為等による個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資するため、ストーカー行為等を規制する等必要な措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、特定の者等に対するつきまとい等を反復して行うストーカー行為を禁止することとしております。

第二に、警察本部長等は、つきまとい等に係る警告を求める申し出を受けた場合、さらに反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができ、また、都道府県公安

委員会は、その警告に従わない場合、聴聞を行った上、禁止命令等を行うことができることとしております。

第三に、警察本部長等の援助、国、地方公共団体、関係事業者等による支援、都道府県公安委員会及び警察本部長等による報告徴収等について定めることとしております。

第四に、ストーカー行為をした者等に対する罰則を定めることとしております。

本案は、参議院提出によるものであり、昨十七日本委員会に付託され、本日提出者の参議院地方行政・警察委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。